

大阪市廃止・分割でコスト上昇と「区役所」

写真は「大阪都構想」について、賛成派と反対派に分かれて16日に行われた自民党府連の討論会(大阪日日新聞7月20日)。

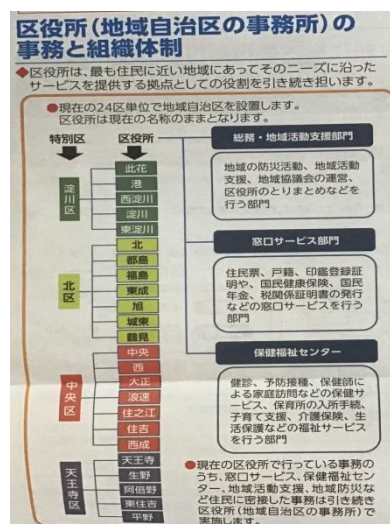
反対派は、大阪市を4分割することで標準的な行政経費である「基準財政需要額」が増加するにもかかわらず、国の地方交付税は大阪市分しか交付されないため、財源不足が生じる点を問題視。北野妙子市議は都構想の制度案(協定書)で記されている「住民サービスの維持」について「言葉だけで保証がない。4分割することで増額する経費については国も府も保障しない」と強調。前田和彦市議も「大阪市は空調設備を全中学校128校に整備する方針だが、特別区で入札すれば単価が上がる。4分割で上がるコストは自民党の試算では毎年200億円程度」とし、スケールメリットがなくなると述べた。賛成派は一定のコスト増や住民サービスへの影響を認めた上で「大阪市民の住民サービスを拡充するための必要なコスト」と反論。



賛成派の反論は意味不明であるが、反対派の主張は傍聴してきた法定協議会で何回も議論になった。自民委員が特別区の基準財政需要額を算定するよう再三にわたり求めたが、維新委員は「ちゃぶ台返しの議論だ」と拒否してきた。大阪市を廃止し4特別区に分割すると、当然ながら基準財政需要額(必要経費)は増加して、特別区の財源不足が露わになるからだ。世帯を分離した時の経費増、必要経費増と同じだ。

特別区の主たる税目は個人住民税だけとなり、国からの地方交付税も分割コスト上昇を反映できない。協定書案などでは特別区の「住民サービスを維持する」と書かれていても、言葉だけで財源的な保障はない。コロナ危機の財政的影響だけでなく、特別区の標準的経費である基準財政需要額、必要経費のきちんとした算定が求められる。

特別区にとって重要な問題である「区役所」についても述べておきたい。写真下は『大都市制度(特別区設置)協議会』日より2020年6月掲載「区役所(地域自治区の事務所)の事務と組織体制」。大阪市を廃止しても区役所は残ると思われがちだが、地域自治区の事務所を「区役所」と呼ぶことにしただけだ。特別区の脆弱な財源で、名ばかり「区役所」は維持できるのか。写真の組織体制を維持できるのか。その保障はどこにもない。財源だけでなく、特別区の職員体制も近隣中核市の職員数をもとに概算されたもので、特別区の業務や「区役所」の組織体制を積み上げたものではない。特別区の住民サービスへの深刻な影響が懸念される。



(2020年7月27日)